

早稲田大学大学院法学研究科

2014年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目： わが国独占禁止法と国際カルテル

申請者氏名： 北 博行

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授

土田 和博
岡田 外司博
須網 隆夫

北博行氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程に在籍する北博行氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2013年10月28日、その論文「わが国独占禁止法と国際カルテル」を提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、本論文を審査してきたが、2014年2月4日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

(1) 本論文の構成

本論文は、国際カルテルに対する独占禁止法の適用について、米国反トラスト法やEU競争法等を視野に収めつつ、主として域外適用ないし管轄権原理に関する規定、リニエンシー（課徴金減免）制度、排除措置命令等の行政上の措置、刑事制裁に着目して比較法学的な検討を行い、その上で日本の独占禁止法が抱える諸問題について立法論的な提言を行うものである。すなわち、同一または類似の国際カルテル事件に対する複数の法域による競争法の並行的適用の事例を比較することにより、日本の独占禁止法と公正取引委員会の法執行の国際的な位置づけと特徴を明らかにするとともに、そこから翻って日本の独占禁止法に求められる課題を検討しようというものである。

このような課題を追究する本論文は、「序章」、「第1章 わが国独占禁止法と国際カルテル事件 その1」、「第2章 独占禁止法が適用された国際カルテル事件 その2」、「第3章 マリンホース事件の全容」、「第4章 国際カルテル事件に対する日米欧競争法比較」、「第5章 国際カルテル事件に対する独占禁止法適用上の問題点」、「おわりに」で構成される。

(2) 本論文の内容

「序章」では、上に要約したような本論文の目的が述べられ、そのために本論文がどのような構成（章立て）でその目的にアプローチしようとするかが示されている。加えて、序章では、従来必ずしも明確に定義されてこなかった「国際カルテル」という用語について、参加事業者の「国籍に拘わらず複数の事業者によって、複数国又は複数の法域において行われる不当な取引制限を含む水平的競争制限行為」と定義している。したがって、本論文においては、いわゆる輸出カルテルや輸入カルテルも「国際カルテル」に含まれ、後述する自動車部品カルテルなども対象として含まれるように定義されていることに留意されるべきである。

「第1章 わが国独占禁止法と国際カルテル事件 その1」は、次のように要約できる。1970年代から2000年代初頭までに、公正取引委員会が何らかの措置を行った①油井用鋼管事件（1971年警告）、②レーヨン、ステープルファイバー（スフ）、ナイ

ロン、ポリエステル、アクリルという5つの化学合成繊維に係る化合繊事件（1972年勧告審決）、③フェルト・カンバス事件（1973年勧告審決）、④黒鉛電極事件（1999年警告）、⑤ビタミン事件（2001年警告）についてみると、アクリル化合繊事件を除き、これらの事件はいずれも市場分割協定である。公正取引委員会は、①事件の被疑法条は独占禁止法6条、②および③事件の適用法条は独占禁止法6条、④および⑤事件の被疑法条は独占禁止法3条または6条としていた。

公正取引委員会は、こうした国際市場分割協定に対して警告し、または排除措置を命じたわけであるが、警告の名宛人、排除措置命令の受命者は、いずれもわが国事業者であり、外国事業者は含まれていなかった。そもそも油井管事件、化合繊事件では外国事業者名さえ警告文や審決文に現れていない（ただし、アクリル事件では西ドイツ梳毛協会という外国の事業者団体名を明記している）。フェルト・カンバス事件では欧州フェルト機構という事業者団体名を明記しているほか、黒鉛電極事件でも米国のユーカル・インターナショナルとドイツのSGLカーボンを、ビタミン事件ではスイスのロッシュ、ドイツのBASF、そしてフランスのローヌ・プーランを、それぞれ外国事業者として明記しているが、警告の名宛人とはなっていない。

このように、1970年代から約30年間における公正取引委員会の国際カルテル事件の処理の仕方は、関与した外国事業者を除外して、国内事業者のみを警告または勧告審決の対象とするというものであった。その1つの理由として考えられるのは、海外における送達に関する民事訴訟法108条を独禁法が準用していなかったこと、公示送達の規定が整備されていなかったことが挙げられる（領事送達、公示送達が可能となるのは2003年の独占禁止法改正によってである）。また個別に外国競争当局との情報交換やOECDを通じての情報交換はあったものの、国際カルテル事件について情報を入手することは稀であり、あったとしても情報量が少なく、何よりリニエンシー制度がなかったため、国内事業者のみを対象とする上のような事件処理もやむを得ないものがあつたと考えられる。

しかし、④黒鉛電極事件と⑤ビタミン事件は、国際カルテル事件への対応について公正取引委員会に大きな衝撃を与えたと思われる。第一に、米国、カナダでカルテル参加事業者に対して高額の罰金、役員・従業員に対する罰金および自由刑が、EUで高額の行政制裁金が、さらに額は少ないものの韓国で課徴金が賦課されたにもかかわらず、日本では警告にとどめざるをえなかったからである。第二に、リニエンシー制度の効果についてである。米国司法省（以下、DOJという）は、違反事実を自主的に最初に申告した者については刑事訴追を免除するという制度を1978年から有しており、1993年にはより自主申告がしやすい制度に改めていた。EUでは欧州委員会が1996年から、韓国でも韓国公正取引委員会（以下、KFTCという）が1996年からそれぞれ独自のリニエンシー制度を導入しており、これにより、従来発見が困難であったカルテルの捕捉が容易になったことである。④、⑤の事件では外国におけるリニエ

ンシー申請が事件の端緒となっていたのである。リニエンシー制度をもたなかった日本にとっては、同制度の効果を目の当たりにし、衝撃を受けたものと考えられる（その後、日本も 2005 年改正で同制度を導入する）。

さらに注目に値するのは、④および⑤の事件では、公正取引委員会は被疑法条を「3 条または 6 条」としたことである。1997 年に国際的協定、国際的契約の締結に伴う届出義務（6 条 2 項）が廃止され、6 条は「事業者は、不当な取引制限または不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をしてはならない。」という規定だけとなった。その結果、独占禁止法 3 条「事業者は私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」との差が殆どなくなっていた。従って公正取引委員会はその警告において被疑法条を「3 条または 6 条」としたが、その後、国際カルテルに対する適用法条については、徐々に 3 条に移ることになるのである。

「第 2 章 独占禁止法が適用された国際カルテル事件 その 2」では、2000 年代半ばから現在に至るまでの国際カルテル事件、すなわち⑥マリinhース事件（2008 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑦液晶パネル事件（2008 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑧国際航空貨物利用運送事件（2009 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑨ブラウン管事件（2009 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑩自動車部品事件（ワイヤーハーネスにつき 2010 年排除措置命令、課徴金納付命令、オルタネーター他につき 2011 年同じく両命令、ベアリングにつき 2013 年同じく両命令、自動車用ランプにつき 2013 年同じく両命令）が取り上げられる。

本章で取り上げる国際カルテル事件は、すべてリニエンシー（課徴金減免）制度導入後の事件で、かつリニエンシー制度が利用された事件である。しかし、そうした背景はあるものの、⑥ないし⑩の事件における公正取引委員会の事件処理や公取委がとった措置は、外国競争当局のそれに比べると相違がみられ、未だ十分に比肩できる状況には達していないように思われるとしている。相違は、具体的には次のように指摘されている。

第 1 に、公正取引委員会は、不当な取引制限の定義規定（独占禁止法 2 条 6 項）にいう「一定の取引分野」について、国際カルテルが対象とした商品・役務を一般に狭く捉える傾向があるが、欧米競争当局は対象製品を広く把握する傾向が認められる。例えば、⑥マリnhース事件においては、公正取引委員会は「わが国所在の需要者が見積もり合わせの方式で発注するマリnhース」の取引分野と合い見積もりによる発注のマリnhースに限定するが、DOJ も欧州委員会も発注方式を限定せず、対象製品を単に「マリnhース」としている。

また⑦液晶パネル事件では、公正取引委員会は「任天堂向け DS 用液晶モジュール」および「任天堂向け DS Lite 用液晶モジュール」の取引分野として、任天堂ゲーム機用液晶パネルという特定の事業者向けの製品に限定するが、DOJ も欧州委員会も液晶

パネル事件の対象製品を「テレビ用、コンピューター用液晶パネル」としている。さらに⑩自動車部品事件では、公正取引委員会は自動車メーカーごとの部品単位で対象製品を認定しているが、DOJはこうした細かい対象製品の限定を行わず、むしろ大きな括りをしている。欧州委員会の和解決定（settlement decision）は、現在ワイヤーハーネスに関して発表されているだけであるが、自動車メーカー別・部品別という公正取引委員会の認定に類似した方法を採用している。いずれにしても、公正取引委員会の対象製品、役務を狭く捉える方法は、外国事業者の捕捉を含め国際カルテル事件の全体像を的確に把握できないおそれがあるといわなければならない。

第2に、これとも関連して、外国競争当局の行う措置に比べて、公取委の国際カルテルに対する措置については、排除措置命令の内容が貧弱で、課徴金も違反抑止の観点から不十分であることである。2000年代初頭から現在にいたるまで、外国競争当局との情報交換が活発に行われており、2001年からはICN (International Competition Network)という競争当局間のネットワークを通じての情報交換活動も行われるようになった。しかし、たとえ情報交換が行われても、公正取引委員会の措置内容が外国競争当局と比して十分とは言えない状況が続く限り、情報交換のもつ意味は限定的なものにとどまらざるを得ない。

第3に、テレビ用ブラウン管事件では、課徴金納付命令を受けた外国事業者等は、公取委の審判において管轄権の有無を争っていると伝えられている。これは外国当局による国際カルテル事件では稀にしかみられないことであるが、日本の独禁法に管轄権原理に関する規定がないことにも起因するものと思われる。

「第3章 マリンホース事件の全容」においては、国際カルテル事件に対する各法域の並行的な域外適用がどのような問題を孕んでいるかを考察するため、マリンホース事件に関する各国競争当局の措置内容が以下のように詳細に分析されている。

この事件の米国における発端は、横浜ゴムによる司法省へのリニエンシー申請であった。米国においては連邦政府に対する不正請求を防止するため、不正請求により利得を得た者に対して、不正請求1件当たり5,000ドルないし10,000ドルおよび連邦政府の被った損害額の3倍の民事罰金（civil penalty）を課すとともに、私人が連邦政府のために訴訟を提起することを認め、勝訴した場合には連邦政府の得た損害賠償金額の15%ないし20%を私人に与えるという法制度がある（連邦不正請求防止法

（False Claims Act））。同法に基づき、2005年に海洋商品（防舷材、プラスチック杭カバー）について訴訟が私人により提起されたが、この訴訟を契機としてDOJは、防舷材、杭カバーの国際カルテルに対してシャーマン法1条による刑事訴追を行った。

横浜ゴムも連邦不正請求防止法による訴訟に巻き込まれたものの、同社の防舷材は当該司法省の訴追した国際カルテルの対象製品と異なる種類であったため、刑事訴追は受けなかった。これを契機に横浜ゴムは社内法令遵守体制チェックを行い、マリン

ホースに関するカルテル行為を発見し、米国司法省を含む各競争当局にリニエンシー申請を行った。

DOJ はシャーマン法 1 条違反事件として捜査を開始し、横浜ゴムもおとり捜査、盗聴などに協力した。その結果、2007 年 5 月、マリンホース 5 社、すなわちブリヂストン（日本）、ダンロップ（英国）、トレルボルグ（フランス）、パーカー ITR（イタリア）およびマニューリ（イタリア）の幹部逮捕に至った。シャーマン法 1 条違反で刑事訴追を受けたマリンホース 5 社は、司法取引の上、有罪答弁合意書を締結し、総額約 4000 万ドルの罰金を支払った。同様に訴追された被告人ら 9 名は、司法取引を行って有罪答弁合意書を締結し、罰金を支払った上、服役した。別の被告人 2 名は陪審で無罪となり、さらに被告人 1 名は外国において逃走中である。米国では損害賠償請求訴訟も提起されたが、和解で終了している。

欧州委員会は TFEU101 条およびその他関連規則に基づき、2009 年 7 月の決定によって、マリンホース 5 社対して排除措置命令と総額 1 億 3100 万ユーロの制裁金を課した。DOJ による罰金総額に比べ、制裁金額が高額となった一因はカルテル期間の認定の違いにあり、DOJ は違反期間を 1999 年から 2007 年までの 8 年としたが、欧州委員会はマリンホース・カルテルを単一かつ継続的な違反行為（a single and continuous infringement）として捉え、1986 年から 2007 年までの 21 年としたことによる。また欧州委員会は事業者を法人単位ではなく、連結ベースでみて親会社を含めた事業会社グループに連帯債務を負わせている（a single economic unit）。本決定に対して、パーカー ITR とトレルボルグから取消訴訟が提起されたが、2013 年 5 月欧州普通裁判所は、パーカー ITR が旧所有者による違反行為に基づく債務を承継しないことを認め、2500 万ユーロの制裁金を 640 万ユーロに減額したが、トレルボルグの請求については棄却した。

豪州競争委員会（以下、ACCC という）は、1974 年取引慣行法に基づき、2009 年 6 月にブリヂストン、ダンロップ、トレルボルグ、パーカー ITR の 4 社に対して民事制裁金の支払、違反行為の差止を求めてヴィクトリア州連邦地裁に提訴した。本件については裁判上の和解が成立し、同裁判所は 2010 年 4 月に民事制裁金総額 820 万豪ドル、裁判費用総額 19 万ドルの支払決定を下した。

KFTC は、韓国で入札に参加した実績のないマニューリを除く 4 社に対して、2009 年 5 月に総額約 45 万ドルの課徴金を賦課した。

ブラジル競争当局（以下、CADE という）は、2007 年 11 月にマリンホース・カルテルの調査開始を発表し、現在も継続中であるが、すでにブリヂストン、ダンロップ、トレルボルグ、マニューリが CADE との和解により和解金を払い、これらについては事件は終結している。

英国公正取引庁（以下、OFT という）は、米国で逮捕され、司法取引の上、有罪答弁に合意した英国人 Peter Whittle、Bryan Allison、David Brammar の 3 名の身柄

引き渡しをうけ、2002年企業法188条に基づき公訴を提起し、第1審では3名それぞれに対して禁錮3年、3年および2年半および会社役員資格剥奪などが言い渡された。3名は禁錮刑についてのみ控訴した結果、控訴審では有罪答弁合意書のとおり、3名それぞれについて30か月、24か月、20か月に減刑された。従って3名は英国での禁錮刑に服すれば、これに対応する米国での禁錮刑が免除され、米国では禁錮刑に服することはなくなった。マリンホース事件における英国籍被告人に対する米国シャーマン法1条と英国企業法188条の適用により、3名の英国人が二重に処罰される潜在的可能性があったが、米英競争当局の調整により、二重処罰が回避された。

このように、アメリカ司法省、欧州委員会、ACCC（豪）、KFTC（韓）、CADE（伯）によるマリンホース事件に対する各競争法の適用を概観すると、いずれの法域においてもリニエンシー制度に基づく申請があったこと、各法域の競争法には域外適用に関する規定があること、それに基づき、本件に対して各法域が管轄権を有することが有罪答弁合意書や決定において明記されていることが分かる。また、本件では英国人被告人の自由刑に関して二重処罰の潜在的可能性が生じた。さらに金銭的サンクション（刑事罰金、課徴金、行政制裁金）についても並行的な賦課が行われており、算定方法次第では、二重（多重）に算定の基礎が重なる可能性があり、二重（多重）処罰の潜在的可能性があるとしている。

「第4章 国際カルテル事件に対する日米欧競争法比較」では、域外適用に関する管轄権原理の観点および行政上、民事上、刑事上の措置という観点から、わが国独占禁止法、米国のシャーマン法、クレイトン法、欧州連合のTFEUを概観する。

域外適用に関しては、米国にはシャーマン法や連邦取引委員会法を修正した外国貿易反トラスト改善法（Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982、以下、FTAIAという）があり、効果主義に基づく域外適用について判例も確立していること、EUにおいては染料カルテル事件判決（1972年）で親子会社一体理論により域外親会社に対する欧州競争法の適用がみとめられたこと、Wood Pulp事件判決（1988年）では実行理論に基づき欧州域外事業者であっても欧州域内でその事業活動を実行する限り欧州競争法の適用がみとめられたこと、さらに企業結合事例であるがGencor事件判決は欧州域内市場への影響について予測可能性のある限り欧州競争法の適用がみとめられたことが指摘されている。これに対して、日本の独禁法に管轄権原理ないし領域的適用範囲に関する規定がないことは、国際カルテルに対応する上で立法の不備であり、課徴金算定の基礎となる売上額を適正に算出するためにも、こうした規定が必要であるとしている。

日米の明文規定上の差異が生じるケースとして、本論文は、日本のテレビ用ブラウン管事件と米国の自動車部品カルテル事件を挙げる。前者においては、課徴金算定の基礎となる売上額（7条の2第1項）が日本国内の売上額ではなく、東南アジア諸国

における取引に係るテレビ用ブラウン管の売上額とされるが、そのような取扱いは現行独占禁止法では説明が困難と考えられること、他方、後者においては、アメリカ向け輸出車に組み付けるため日本で購入されるワイヤーハーネスの売上高は、FTAIAの効果例外規定（シャーマン法 6a 条）に基づき、米国市場に対する直接的、実質的、合理的予測可能性がある限り、シャーマン法 1 条の罰金算定のための売上高として算入することができることが指摘される。

「第 5 章 国際カルテル事件に対する独占禁止法適用上の問題点」では、主としてリニエンシー制度に関する事件が紹介されるとともに、国際カルテル規制に関連する競争当局間の情報交換、国際捜査共助、国際逮捕手配等に関する論点が次のように指摘されている。

第 1 に、リニエンシー制度に関連するケースとして、虚偽報告によって課徴金の減免が取消されたと報じられている文化シャッター事件（日本）、リニエンシー申請後も違法行為を中止しなかったとして刑事訴追が行われた米国のストルト・ニールセン事件（もっとも同社は最終的には刑事処罰を免れたのであるが、それが確定するまでに 5 年を要した）、リニエンシー申請事実を無許可で開示したとして減免取扱いが取り消されたイタリア生タバコ事件が紹介される。

第 2 に、わが国の課徴金減免制度は、第 1 位も第 2 位も立入検査前の申請が必要であること、立入検査後の申請が 30 日間という短期間に限定されること（事業者にとっての使い勝手の悪さ）、減免申請第 1 位の事業者とその役員、従業員にのみ刑事免責をあたえる現在の刑事告発方針が個人の保護に重点をおいていないという問題点があることを指摘している。

第 3 に、日本のリニエンシー制度をより魅力的にする方策が考えられてよいと述べる。米国ではカルテルを含む反トラスト法違反事件において、違反行為者は 3 倍額損害賠償責任を負わねばならない（クレイトン法 4a 条）にも拘らず、リニエンシー制度によって第 1 位を確保した申請者は実額賠償責任を負うにとどまる（2004 年反トラスト罰則強化および改善法）。また EU 競争法上、カルテル事件において略式手続が認められ、これによって手続が終了すれば、制裁金が 10% 減額されることになることも EU のリニエンシー制度をより魅力的にしているとする（現在までに欧州委員会が略式手続の採用を認めた事件としては、DRAM 事件、動物飼料事件、洗剤事件、ブラウン管ガラス事件、冷凍コンプレッサー事件、水処理機器事件そして自動車部品（ワイヤーハーネス）事件の 7 件あることを指摘する）。

第 4 に、リニエンシー制度によって競争当局が得た情報の他の競争当局との交換に関する問題点を検討している。具体的には、リニエンシー申請者が届け出た情報について競争当局としては他の当局と情報交換をしたいが為に申請者から開示許諾（waiver）を得る。しかし、どの競争当局に、どの程度の情報が流れるかについて申

請者がコントロールできるわけではないということから、事業者としては、安易に waiver を与えずに情報使用目的、方法等を確認することが必要であるとしている。

第 5 に、国際カルテル事件の刑事的側面として、ファックスペーパーカルテル国際捜査共助事件、炭素繊維国際捜査共助事件、インターポールを通じての国際逮捕手配に言及し、特にインターポールの逮捕手配については冷凍コンプレッサー事件に関連して日本人が手配されている例があることを指摘している。

第 6 に、刑事罰や行政制裁金・課徴金などの二重賦課により事業者の事業活動や個人の権利に対する不当な侵害、負担を回避する必要があること、域外適用により輸出元国と輸出先国での二重処罰、二重賦課が生じる場合には、輸出先国での処罰、賦課に限定してこれを回避すべきであること、具体的方法としては競争当局間での交渉、協定が必要であることが述べられている。

最後に、本章では、米国の 1982 年外国貿易反トラスト改善法 (FTAIA)、欧州の Wood Pulp 事件判決 (1998 年)、英国 1998 年競争法 2 条 1 項、ドイツ競争制限禁止法 130 条 2 項、韓国競争法 2 条の 2、中国反壟断法 2 条、南アフリカ競争法 3 条 1 項およびブラジル競争法 2 条をはじめとする各法域の競争法の域外適用に関する規定とその概要を紹介した上で、日本の独禁法が域外的に適用されるために根本的に重要な管轄権原理に関する規定についても提案が行われている。

すなわち、わが国独占禁止法においては、実施理論と効果主義の両方を盛り込んで作られていると思われるブラジル競争法の規定と同趣旨の次のような規定を独占禁止法に設けるべきであるとする。「この法律は、第 1 条の目的を確保する為に、日本国内で全部もしくは一部が行われる事業者もしくは事業者団体の行為、またはその効果が日本国内に及ぶ若しくは及ぶ可能性がある当該行為に適用される。」

加えて、「第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 95 条、第 95 条の 2、第 95 条の 3 の罪は、日本国外において各条の罪を犯した者にも適用する。」という規定も設けるべきであるとする。競争の実質的制限が本条 (独占禁止法 89 条) の罪の構成要件的结果とみる立場からは、国内で競争の実質的制限が生じていれば、行為が国外で行われた場合であっても、本条の適用が可能であるとの解釈論が広く認められているが、刑法 2 条と域外適用規定のギャップを埋めるため、特別の規定を設けることが望ましいとする。

「おわりに」では、国際価格カルテルにおいては、カルテルによる超過請求 (overcharge) の中央値が 25% になるという John Connner と Robert Lande の研究を紹介しつつ、このように国内カルテル以上に被害をもたらす国際カルテルを的確に捕捉し、適正に行政処分を行い、加えて民事救済、刑事処罰を実行するためには、まずもって、わが国独占禁止法に域外適用規定を設けるべきであることが繰り返して述べられている。

2 本論文の評価

独占禁止法による国際カルテルの規制については、近年、国家管轄権や不当な取引制限の要件に関する法的諸問題の検討が行われてきているが、本論文は、こうした検討を踏まえつつ、実務家としての経験を生かした筆者独自の視角から、この問題にアプローチしようとするものであり、この点に本論文の最大の特徴を認めることができる。

このような本論文の特徴を評価に値する点に即して敷衍すれば、第1に、本論文は、同一または類似の国際カルテル事件について、各法域の競争当局の排除措置命令、課徴金納付命令、決定、司法取引に係る答弁合意書などを極めて詳細に分析して、措置ないし処分の内容の相違を浮き彫りにしている。その詳細さは国際カルテルの会合が行われた年月日、場所、参加事業者から違反行為が行われた期間、各違反行為者に課(科)された課徴金・行政制裁金、刑事罰金の額にまで及び、その上で公正取引委員会は、違反行為者の範囲や国際カルテルが対象とした商品・役務の範囲を限定的に捉え、金銭的サンクションとして課す課徴金額も違反抑止の観点から不十分であると指摘している。

欧米の競争法と日本の独占禁止法には要件や制度設計に違いがあるが、本論文で行われた上のような詳細な事実調査は、その違いがいかなる具体的な結果の相違となって現われるかを明らかにしている。例えば、一定の期日にどのような競争者の役員や従業員がどこで、何について話し合ったかという事実調査は、日欧の競争法のカルテルに関する要件の違いや金銭的サンクションの算定期間の相違によって、違反とされる範囲や課徴金額・行政制裁金額が異なってくることを具体的かつ鮮明に示しているのである。すなわち、独占禁止法の不当な取引制限の定義規定である2条6項には、情報交換をそれ自体として捉える文言はないのに対し、EU運営条約101条においては「協調行為 (concerted practices)」も禁止されるべきカルテル行為の一種とされており、判例法上も一定の情報交換が違法とされる。あるいは日本の独禁法では課徴金の算定期間は最長3年間にとどまるが、EU競争法では算定期間に限定はなく、その結果、長期間継続したカルテルについては行政制裁金が巨額なものとなる。こうして本論文の事実調査が浮き彫りにするように日欧の規制範囲や金銭的サンクションの額の相違が生じるのである。EU運営条約101条が相対的に広い射程を有することを前提とした本論文の詳細な事実調査は、そのような意味で貴重な法的意義を有するものと評価することができる。

第2に、上述のような独占禁止法と公正取引委員会の法執行に関する国際的な位置付けを踏まえて、日本法を改善するために極めて具体的な提言が行われていることも重要である。すなわち、本論文は、多くの国・地域で域外適用(管轄権)に関する規定があり、米国を中心として反トラスト法違反の国外犯に対する刑事処罰も行われているという検討結果に基づいて、日本の独占禁止法に域外適用(管轄権)に関する規定、

国外で行われた行為にも不当な取引制限罪の罰条が適用される旨の規定を設けるとともに、リニエンシー制度をより申請が拡大し容易になる方向で改善すべきであるとしている。とりわけ独占禁止法の中に域外適用の根拠規定がないことが、公正取引委員会が一定の取引分野を狭く捉えたり（マリンホース事件等）、国際カルテルを国内カルテル事件として処理するなどの傾向の重要な原因となっていると考えられるとして（液晶パネル事件等）、本論文は、域外適用（管轄権）に関する規定を導入すべきことを強調している。具体的には、各法域の競争法の管轄権原理に関する規定を調査した上、本論文は、ブラジル競争法のそれを参照して、反競争的行為の全部もしくは一部が領域内で行われ、または反競争的効果の全部もしくは一部が領域内に及び、もしくは及ぶ可能性がある場合に域外的管轄権が認められるとする規定を設けるべきであると提言している。効果主義では捉えられない純粋な輸出カルテルや輸入カルテルをも規律することが可能となり、また反競争的効果が領域内に及ぶ可能性があることで規律管轄権ありとする極めて広い射程の根拠規定であり、立法論として十分に検討に値するものと評価できる。

第3に、従来ほとんど紹介されてこなかった事件や法域の事件処理について、本論文がこれを掘り起こして紹介と一定の考察を行っていることも評価に値する。例えば国際航空貨物利用運送事件は、日本では国内に所在する事業者しか立件されなかったこともあって管轄権の議論が不十分であるが、欧米競争当局の決定や答弁合意書を参照することによって、欧米の事件処理についても詳細に紹介し、管轄権の議論があり得ることを示唆した上、輸出貨物と輸入貨物の運送サービスについて制裁金や罰金を各当局が他の当局の措置を考慮することなく賦課するのではなく、一定の国際的ルールを設けて、二重賦課を回避する形で行うべきであると説いている。またマリンホース事件についても、これまで日本、米国、EU、英国などの事件処理については紹介・検討が行われてきたが、本論文では、それだけでなく従来、日本では十分に知られていない韓国、オーストラリア、ブラジルの競争法による法執行についても詳細な紹介と検討が行われているのである。

もっとも、本論文には以下のような疑問や工夫の余地が残されているようにも思われる。第1に、本論文は域外適用（管轄権）に関する規定が独占禁止法の中に導入されるべきことを強調し、これが導入されれば、直ちに独禁法の国際的執行が、違反行為者の範囲、対象商品・役務の範囲、課徴金の水準などの点で欧米に比肩するほど充実したものとなるかのような記述が散見される。しかし、彼我の差異は、むしろ不当な取引制限の要件、課徴金算定の基礎となる「売上額」、最大3年の算定期間など独占禁止法上の制度的要因のほか、公取委の執行体制や審査の精密さ、リニエンシー制度利用の有無等にもよるのであって、管轄権規定の有無以外の差異をもたらした要因にも相応の留意をすべきだったのではないかとの疑問がある。

第2に、本論文は、前述のとおり、同一または類似の国際カルテル事件を取り上げ

た複数の法域の措置ないし処分の相違を浮き彫りにし、他の法域と比較して、日本の独占禁止法がどのような問題点を抱えているかを指摘し、あるべき改善の方向を提言するものである。その独自性は高く評価すべきであるが、逆にいえば規律管轄権原理、不当な取引制限の要件、競争法の文脈における二重処罰等に関する議論が本論文においては十分に検討されているとは言い難い。筆者はこれらの点を踏まえているはずであるから、要約的にであれ、言及してほしかったという指摘は可能であろう。

しかし、これらは本論文も当然の前提としているが故に言及していない点に関する疑問であったり、本論文にとっては中核的でない部分に関する疑問や要望にすぎないかもしれない。こうした指摘が可能であるとしても、そのためにこの論文の価値が損われるものではない。既に述べたように、本論文は、実務家の観点を生かして、多くの国際カルテル事件を極めて詳細に調査し、複数の法域の競争法と競争当局の法執行の中に日本の独占禁止法と公正取引委員会の法実務を位置づけることによって、日本法の課題を浮き彫りにし、そこから立法論的に貴重な提言をするものであって、独占禁止法の国際的側面の研究に重要な貢献を行うものである。

3 結論

以上の審査の結果、後記の委員は、本論文の提出者が課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2014年2月4日

主査 早稲田大学 教授
早稲田大学 教授
早稲田大学 教授

土田 和博
岡田 外司博
須網 隆夫